

農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第28号 1番	議案第28号 2番	議案第28号 3番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	有	新規就農	有
	農業関係法令の遵守	有	有	有
2. 通作距離 法3-2①		0.5km	2km	0.5km
3. 地域との調和 要件 法3-2⑥	地域の水利調整等への影響	無	無	無
	地域計画の実現に対する影響	無	無	無
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無	無	無
4. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	田	畑	田
	農業従事者	本人、妻、子	本人、妻、父、母	本人、子
	農機具	所有	所有	所有
	営農全体計画	稲作：3,640㎡ 畑作：0㎡ 販売・自家消費 計 3,640㎡	稲作：0㎡ 畑作：476㎡ 販売・自家消費 計 476㎡	稲作：6,511㎡ 畑作：680㎡ 販売・自家消費 計 7,191㎡
5. 信託の引受けによる権利取得 法3-2③				
6. 農地所有適格 法人要件 法2- 3①②③④	事業要件（売上高過半）			
	構成員要件 （総議決権の1/2超）			
	経営責任者要件 （役員全体の過半等）			
7. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定			
	地域との役割分担			
	役員の常時従事			
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見 法3-4				

注）法：農地法